



最近の問題

金子 光

昭和23年に制定した保健婦・助産婦・看護婦法が、26年の春に一部改正されて、甲種・乙種の別をなくし、看護婦として一本建となり、これに協力する准看護婦の制度を設けて新たに出発した。その准看護婦の養成もすでに始つた今日、廃止になつたはずの乙種看護婦養成所の経営者（病院）がそれを撤回して延長しようという決議を行い、全国の乙種の養成所長の賛同を促し、陳情、請願の形をとつて政治的活動を開始したのは昨年秋頃のことでありました。

一方日本看護協会では、昨年11月中旬に開催された全国理事会の席上、この問題を討議し、その結果延長することに賛成せず、現在の法律を続行することに決議し、その旨を関係方面に声明を發することとし、同時に、法律改正をしないでほしいと、陳情をすることにしたのであります。更に又最近には、日本病院協会と准看護婦に関する共同声明をだすなど活躍をしていました。

ただ、その声明發表の時期に於いて前後し、實際活動は前者がはるかに大がかりな動きを示していました。そしてそれは年があけてから一層はげしさをみせてきました。というのは、昨年4月入学を最後にする規定になつていながら、このばさばさという運動ですから、今年の4月の入学を可能にしないといけないので、生徒募集の関係もあつていきおい強力にもなつてくるわけです。

厚生省としては、種々の意味合いから、一たん実施しはじめている法律を、その結果をみないうちに手をつけることについては全然意志はなく、この問題を解決するためには、双方が理解し合わなくては成立しないと思ひましたので、2月の初旬に日本看護協会、日本病院協会、日本医師会、乙種養成所延期主張側代表、関係方面權威、看護事業学識経験者など十数名の方々の出席を煩わし、前後2回にわたつてお互に意見をのべ合い、じつくりとこんだんを行つた結果、結論として「乙種看護婦養成所を延期することはこの際適當でないか

ら、従来通りの方針でいく」ということとなり、准看護婦が將來看護婦になるための方途を実際的に実施でき易いように研究考慮してほしいという注文がのこつたのでした。

なお、この際もう一つの問題である准看護婦の取扱いについて、日本病院協会と日本看護協会の共同声明として陳情された「准看護婦を、医療法施行規則に規定する病院看護婦の定数に加えてほしい」の意見について同時に協議を行い、實際問題として看護の実務を行う准看護婦は当然加えるべきである、という結論でこれもまとまつたのでした。

そもそもこの看護婦の定数は、「入院患者4名に付き看護婦1名」という表現のし方で、甲種とも乙種ともいつていながつたので、解釈は当然両者を含んでいたものと思います。そうすると、乙種は今でこそ法律改正に伴う特権として新しい名前の看護婦に一本化され、同等の取扱いをうけていますが、そもそもは業務に一部制限があつたのです。それなのに医療法では看護婦に加えることになつていたのであります。今回新たに生れた准看護婦は、法規上業務に何の制限もなく看護業務ができる、ただ独自性がないので指示をうけてするという約束はありますが（これは乙種にもあつた）、兎に角業務はやるので、これを何らかの形ででも看護婦の数に加えないのは不合理な話で、日本の現状、病院経営の経済等考えて、全然教えないというのもいきすぎのようによいと思われま

いかように教えるかは別として、一応その数の中に入れるのは当然のことでありましよう。卒業させて一人前にしてもそれが看護婦の数の中に全々入らない、というのでは、相当費用のかかる准看護婦養成をするものはなくなる、という理くつは解りますし、乙種が准看にきりかえたがらないで乙種を延期しようとしたのも無理もないとも考えられます。延期説の基本的な原因はここにあつたのでありましようから、従つて、この取扱いで愁眉を開いたでありましよう。

ただ注意しなくてはならないのは、如何ように、どれ程まで教えていくかということですが、これも法の五條と六條に規定された業務の内容からいえば、二大別してある一方の「診療の補助」は当然医師歯科医師の指示をうけるので（看護婦も同様）ありますから、診療所や病院の外来などのように診療のみの場合は准看護婦のみでもよいでしょう。

ところが今一つの「療養上の世話」になると、これは看護の専門分野であり

ますから、看護婦の指示が行われるところで、准看護婦は看護婦の指示のもとに業務をする部分なのです。言葉をかえれば、病床のある場合には、臨床看護を必要とする体系になるので、看護婦がいなければならない、従つて、准看護婦ばかりでは、病院の看護事業は成立しないという解釈になるのであります。こうなるとあとは数の比率の問題が残るだけとなりますが、これは仲々むずかしいので充分研究すべく課題となつているわけでありませぬ。

以上のような問題を考えないで単純に乙種を延期したとしたらどんなことになるでしょう。まず第一に、「制度の混乱」は最大のマイナスになるでしょう。制度が混乱すれば、この法律は身分法でありますから、それによつて身分を保証されている保健婦、助産婦、看護婦は社会的にぐらついてきます。その制度に基いて事業を經營する者は經營の方針が混迷します。しかもその事業は国民医療、国民保健という福祉事業であるだけに問題も大きく、影響するところも多く、正しく社会悪であります。

つぎに法律の建前からいへば、乙種を廃止した時に与えた特権は当時の在学生即ちこれから乙種看護婦になるべきものだけに限つて与えられたもので、改正法実施までの経過的措施であつて、これを恒久的にすることは不合理であり、不公平でもあります。

今回、関係者相互の了解によつて混乱を防ぐことができたことは、国民のために、看護婦のために、医療事業のために本当によかつたと思ひます。

それにつけても、私共看護婦お互は、これで安心してはなりません。まだまだ問題はこされてゐるのです。今後の看護の業態が、この改正を喰いとめた事実のよさを裏書きしなかつたなら、次の機会に再びもえ上るかもしれない位まだ全面的にしやくぜんとしていないのです。何時も同じ形であられるとは限らないので、全く異つた方面から起るかも知れません。充分、結束して、力を合わせてよい看護の業態を実施し、一層そのよさを示せるように努力をしていかなければならないとひしひしと感じられます。

(厚生省看護課長)

◎ 4月7日は世界保健デー、目標「健康は富なり」

世界保健デーを人々に伝えましょう。そのために私たちも働きましょう。